

くるみ便り



 今月のコラム

3月までと、お支払い金額に少し違いが出てくると思いますが、ご理解の程よろしくお願いたします。

3月までと、お支払い金額に少し違いが出てくると思いますが、ご理解の程よろしくお願いたします。

病气やけがなどの際に保険証を提示すれば、誰でも必要な医療行為を受けたりお薬をもらうことができますが、その医療行為やお薬の説明、お薬代の対価として支払われる費用の計算の元となっているのが、診療報酬（薬局の場合は調剤報酬）です。そのうちの自己負担金額を負担割合に応じて、患者様からいただいています。診療報酬は2年に1回改訂され、今年は、その診療報酬が改訂される年にあたっているため、4月から、新しい公定価格（点数）を元に計算をすることになります。

